

委員会提出議案第2号

共同調理場における栄養教諭等の配置基準の改正を
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定
により提出します。

令和2年12月18日 提 出

提出者 文教厚生委員会

委員長 小 西 政 宏

共同調理場における栄養教諭等の配置基準の改正を求める意見書

本市学校給食センターでは、現在、市内 19 小中学校の児童生徒等に対し、1 日あたり約 4,600 食の給食を提供しており、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）に定めた、共同調理場における栄養教諭等の配置基準に基づき、2 名の栄養教諭等が配置されている。

また、食物アレルギーを有する児童生徒に対し、安心安全な給食を提供するため、現在はレベル 3（卵、えび、かきの除去食）、レベル 4 代替食の部分対応として牛乳を豆乳へ変更する対応をしており、令和 3 年度からは更にレベル 3 では乳の除去食、レベル 4 代替食の部分対応では小麦粉使用パンを米粉パンに変更する対応を実施する予定である。

食生活を取り巻く社会環境は大きく変化し、児童生徒の食生活の乱れが深刻化するなか、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身につけることができるよう、栄養教諭制度が平成 17 年度に創設された。

以降、年を経るにしたがい、食物アレルギーを有する児童生徒への対応や、学校教育における食育の重要性は高まり、よりきめ細やかな対応が求められており、栄養教諭等の増員は喫緊の課題である。

よって、国においては、共同調理場における栄養教諭等の配置基準の細分化を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

（提出先）衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣